

明石市における地域公共交通活性化協議会の運営について

○趣旨

法令に規定されている、市町村が主体となる地域公共交通に関する協議組織は、道路運送法に基づく「地域公共交通会議」と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通活性化協議会（法定協議会）」があります。

地域公共交通会議は、市内循環バス Taco バスのルートや運賃などに関すること、自家用有償旅客運送に関すること、新たな地域公共交通の実証運行に関することを協議することが役割ですが、地域公共交通活性化協議会では、地域公共交通計画の策定、事業の実施及びこれら进行评估する役割があります。

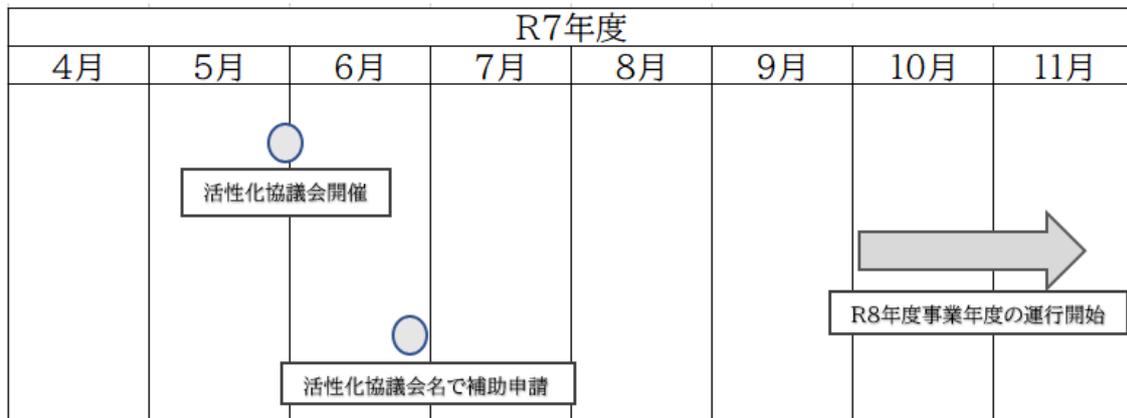
地域公共交通活性化協議会は日常生活に必要な多様な交通手段の確保について協議する場として、まちづくりと連携しながら、地域全体の交通網を作り上げることを目指すほか、地域公共交通計画の策定やその運用を行う場となります。

○地域公共交通計画と国補助制度の連動化について

現在、明石市には市域を跨ぐ地域間幹線系統補助路線が7路線あります。

この度、令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正と合わせる形で、地域公共交通計画に国補助系統を位置づけることが補助要件化されました。また、位置付けと併せて、計画の別紙として、年度毎の補助計画（補助系統の詳細等）を当法定協議会において作成する必要があり、この補助制度について、経過措置期間が終了する令和7年事業年度（令和6年10月～令和7年9月）からは、補助系統を地域公共交通計画に位置付けていない場合、補助対象外となります。

よって、地域間幹線系統補助が追加される際については、当法定協議会を開催し、協議する必要があります。



	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会
法令根拠	道路運送法施行規則 (第9条の3)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条)
役割・目的	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保各その他の旅客の利便の増進を図るために必要なバス事業を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通に関わる多様な主体が、その最適なあり方について総合的に検討、合意形成を行い、合意がなされた取組を実施する。 また、各主体間の意見調整を図り、地域の関係者が一体となって地域公共交通の活性化及び再生を推進する上での中心的な役割を担うもの。
主な協議・報告事項	<ul style="list-style-type: none"> 明石市営バスの移譲路線、又は移譲を機に新設された路線の見直し(増減便や路線変更等) 乗合旅客運送の様態(路線定期・不定期、区域) 運賃・料金等に関する事項 自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項 明石市総合交通計画に国補助系統を位置付けること 明石市総合交通計画に定めた施策の進捗管理
対象となる交通機関	<ul style="list-style-type: none"> バス タクシー 自家用有償旅客運送 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な交通モード (※鉄道も対象)
構成員	<ul style="list-style-type: none"> 明石市 兵庫県 交通事業者 住民又は旅客 運輸局 道路管理者 明石警察署の職員 地域公共交通会議の運営上、必要と認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> 明石市 兵庫県 交通事業者 住民又は旅客 運輸局 道路管理者 明石警察署の職員 学識経験者 地域公共交通活性化協議会の運営上、必要と認められる者